

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：平成28年1月8日（平成28年（独情）諮問第4号）

答申日：平成28年6月1日（平成28年度（独情）答申第7号）

事件名：特定センター事務部管理課職員の出勤簿（平成26年度）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月10日付け〇〇発事第286号により独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

原処分で不開示とされた「氏名」、「個人の印影」部分は不開示に該当しないと思料する。法令条文の解釈・各府省間の申し合わせ（平成17年8月3日）及び過去の内閣府情報公開審査会の答申に反する誤った決定であるといわざるを得ない。

よって、処分を変更し、不開示部分の開示を求めるものである。

（2）意見書

まず、今回諮問庁が異議申立人に開示した文書を見ていただきたい。（別紙1）

出勤簿については、氏名及び押印の部分は全て黒塗りである。誰の出勤簿なのかも不明である。出張関係書類も氏名、押印部分は黒塗りである。

啞然として返す言葉もなく、到底納得のいくものではない。

不開示の根拠を「法5条1号に該当するため」としているが、これは

諮問庁が条文の理解を誤り、不適当な解釈をしているといわざるを得ない。

本件対象文書（出勤簿、旅行命令簿等）は、法5条1号ただし書イ及びハの規定に重疊的に該当し、不開示情報には該当しないはずである。

現に出勤簿に関しては、過去にも今回と同様の不服申立て事案があり、審査会において「開示すべき」と答申されている。

諮問日：平成13年7月13日（平成13年（行情）諮問第19号及び同第20号）

答申日：平成13年11月13日（平成13年度（行情）答申第31号及び同第32号）

事件名：沖縄総合事務局総務部庶務課の平成12年出勤簿の不開示決定に関する件

沖縄総合事務局総務部庶務課の平成11年出勤簿の不開示決定に関する件

出勤簿の中で、日付欄の出勤の押印については、職員が当該日に出勤して通常の担当職務に従事していたことを示すものであることから法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められるはずである。

確かに出勤簿の押印部分を開示することは、職員個人の印影を開示することとなるが、印影は単なる「出勤の表記」にすぎず、開示したとしても当該職員のプライバシーや権利利益を侵害することはない（出勤簿に押印する印鑑について、通常はどんな印鑑を用いてもよく実印や銀行印等の当人にとって大事な印鑑を用いることはまずない。）。

また、政府は平成17年8月3日、各府省の担当で構成される「情報公開に関する連絡会議」において「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」と題する次のような申合せ（別紙2）を行い、職務遂行情報に含まれる公務員の氏名は、特段の事情がない限り今後は開示を原則とすることが明確にされたはずである。

さらに、この申合わせも考慮して作成された厚生労働省の「情報公開法・不開示マニュアル」でも、出勤簿は「不開示には該当しない」とされている。（別紙3）

国立病院機構は特定独立行政法人（公務員型独法）であり、職員は国家公務員（厚生労働事務官）である。

本件の開示対象者は捜査機関等の危険業務従事者ではないため、職員個人への誹謗、中傷又は攻撃の対象となるような危険性は考えられない。

そのため、本件出勤簿に記載されている職員の氏名は、押印の部分も含めて「開示すべき」である。

参考までに国家機関を代表して人事院の、独法を代表して大阪大学の

出勤簿の公開状況を添付する。(別紙4)

ご覧のとおり氏名、印影ともに開示している。

よって、本件請求対象の出勤簿は、氏名部分及び押印部分を含めて、法5条1号ただし書イ及びハが重疊的に該当するので「開示すべき」との答申を求める。

次に、旅費関係書類であるが、上記出勤簿同様、出張者の氏名・押印及び決裁者の氏名・印影部分が非開示である。

旅行命令簿も、職務遂行の内容に係る情報に該当するので出張者の氏名・押印及び決裁者の氏名・印影部分は当然開示すべきである。

これも参考までに人事院の旅行命令簿の公開状況を添付する。

ご覧のとおり氏名、印影ともに開示している。

よって、本件請求対象の旅費関係書類も、氏名部分及び押印部分を含めて、法5条1号ただし書イ及びハが重疊的に該当するので「開示すべき」との答申を求める。

最後に参考文献として、参議院・行政監視委員会調査室の論文「公務員の氏名の公開」を提出する(別紙5)。公務員の氏名の公開に関して、法制定時から現在までの経緯を詳細に論じているので有意義な資料である。

大いに役立つものと思われるので、是非一読していただきたい。

(意見書の別紙は省略する。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

本件開示請求を受け、機構は、本件対象文書を特定し、「氏名」、「休暇理由」、「個人のメールアドレス」及び「個人の印影」については不開示とし、その他の部分については開示とした決定(原処分)を行った。

2 異議申立人の主張について

これに対し、異議申立人は、「氏名」及び「個人の印影」に関する情報について、過去の答申等を踏まえると不開示情報に当たらないとして、開示を求めている。

3 機構の主張について

(1) 「氏名」に関する情報

「氏名」に関する情報については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものである。したがって、法5条1号に該当するため不開示とした。

(2) 「個人の印影」に関する情報

「個人の印影」に関する情報については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであること、また、公にした場合、印影を偽造される等、個人の権利利

益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年1月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年2月8日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年5月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、特定センター事務部管理課職員（非常勤職員を除く。）に係る平成26年度分の出勤簿及び旅行命令簿等の出張に係る文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙の1に掲げる本件対象文書を特定し、「氏名」、「休暇理由」、「個人のメールアドレス」及び「個人の印影」の部分を法5条1号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

異議申立人は、原処分において不開示とされた部分のうち、「氏名」及び「個人の印影」の部分（以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求め、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、以下のとおりであることが認められる。

ア 文書1

文書1は、特定センター事務部管理課に所属する非常勤職員を除く課長以下の職員の平成26年及び平成27年の「出勤簿」であり、当該職員の氏名、出勤したことを示す職員の印影、「出張」や「年休」等の休暇を取得したことを示す記述、休暇理由を表す記述等が記載されており、原処分においては、当該職員の氏名、出勤したことを示す職員の印影及び休暇理由を表す記述が不開示とされている。

イ 文書2

文書2は、特定センター事務部管理課に所属する非常勤職員を除く

課長以下の職員の平成26年度中の出張に係る以下の(ア)ないし(エ)の文書である。

(ア) 「出張内申書・出張復命書」

「出張内申書」及び「出張復命書」が並列して1枚に記載される様式となっており、(i)「出張内申書」には、出張をさせる職員の「職名・氏名」及び印影、「用務」、「行先(場所)」、「経路」、「期間」、当該出張の内申をする者である直接監督者(出張者が管理課長の場合は事務部長、管理課長以外の場合は管理課長)の氏名及び印影、「出勤簿処理」をした者の印影並びに当該内申書を確認等したことを示す院長、副院長、事務部長、管理課長等の者の印影が、(ii)「出張復命書」には、出張した職員の「職名・氏名」及び印影、復命事項である「用務」、「行先」、「期間」及び「復命事項」並びに当該復命書を確認等したことを示す院長、副院長、事務部長、管理課長等の者の印影が、それぞれ記載されている。

原処分においては、これらの記載のうち、(i)「出張内申書」については、出張をさせる職員の氏名及び印影、直接監督者の氏名(直接監督者が事務部長である場合を除く。)及び印影、「出勤簿処理」をした者の印影並びに当該内申書を確認等したことを示す院長、副院長、事務部長、管理課長等の者の印影が、(ii)「出張復命書」については、出張した職員の氏名及び印影並びに当該復命書を確認等したことを示す院長、副院長、事務部長、管理課長等の者の印影が、それぞれ不開示とされている。

(イ) 「旅費精算請求書」

院長の氏名、旅費請求者の「所属部局課」、「職名(又は職業)」、「職務の級」、「氏名」及び印影並びに「精算額」及びその計算の内訳等が記載されており、原処分においては、これらの記載のうち、旅費請求者である出張した職員の氏名及び印影が不開示とされている。

(ウ) 「旅行命令・確認簿」

出張した職員の「職名(又は職業)」、「氏名」及び「職務の級」、「発令年月日」、「用務」、「用務先」、「旅行期間」、「命令・依頼欄」における「旅行命令権者の印」(「旅行命令権者」は院長)、「旅行者の印」及び「経理担当者の印」(旅費の支給が必要な場合のみ)、「確認欄」における「復命年月日」、「旅行命令権者の印」、「職場長の印」(「職場長」は、出張者が管理課長の場合は事務部長、管理課長以外の場合は管理課長)及び「経理担当者の印」(旅費の支給が必要な場合のみ)並びに「精算払」の「年月日」及び「金額」等が記載されており、原処分においては、これらの記載のうち、出張した職員の

氏名、「命令・依頼欄」における「旅行命令権者の印」、「旅行者の印」及び「経理担当者の印」並びに「確認欄」における「復命年月日」、「旅行命令権者の印」、「職場長の印」及び「経理担当者の印」が不開示とされている。

(エ) 関係資料

出張の用務である会議等の案内文書、研修の日程・時間割、研修会場の案内、研修の受講者名簿等の文書であり、原処分においては、これらの文書の記載のうち、出張の用務である会議等の案内文書等における連絡先担当者の氏名及び電子メールアドレス、研修の日程・時間割における研修講師の氏名並びに研修の受講者名簿における受講者の氏名が不開示とされている。

(2) 特定センター職員の氏名及び印影について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、機構における各病院（病院の名称が「〇〇センター」である場合も同じ。）の職員の氏名の取扱い等について確認させたところ、独立行政法人国立印刷局編職員録には院長の氏名を掲載しており、また、法に基づく開示請求があった場合においては、院長、事務部長及び看護部長の氏名は開示することとしているが、その他の職員の氏名は公にする慣行はないとのことである。

イ 特定センター職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号本文前段に該当する。

文書2に記載された院長（院長が旅行命令権者である場合を含む。）及び事務部長（事務部長が直接監督者及び職場長である場合を含む。以下、院長及び事務部長を併せて「院長等」という。）の氏名は、上記アの機構における職員の氏名の取扱いから、法5条1号ただし書イに該当し、原処分において開示されているが、不開示とされた院長等の印影は、「出張内申書」等の文書について確認等したことを示すため院長等が自ら押なつたものであって、院長等の職務遂行のための確認の意味を有するものにすぎず、確認等した者の氏名を表示する以上に、その形状等について認証的機能を有するものとして特に秘匿すべきものとはいえないことから、その氏名と同様に同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

一方、原処分で不開示とされた文書1に記載された特定センター職員の氏名及び印影並びに文書2に記載されたその余の特定センター職員の氏名及び印影は、機構における職員の氏名の取扱いが上記アのとおりであるから、法5条ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すべきとする事情も認められない。また、当該部分は、

特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

ウ したがって、本件不開示部分のうち、特定センター職員の氏名及び印影については、別紙の2(1)に掲げる部分は、法5条1号に該当せず開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当し不開示とすることが妥当である。

(3) 特定センター職員以外の者の氏名について

特定センター職員以外の者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号本文前段に該当する。

ア 文書2の関係資料のうち、平成26年9月26日ないし同月28日に開催された研修(基礎課程)及び同月27日ないし同月29日に開催された研修(専門課程)の時間割のページに記載された講師の氏名について

当該研修は、特定団体が主催した研修であり、一般に広く受講生の募集がされているものであるから、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

イ 文書2の関係資料のうち、平成27年2月10日に開催された研修の日程表に記載された講師の氏名について

当該研修は、機構本部が主催した研修であるが、本件においては、講師の所属組織の名称及び役職名が原処分において既に開示されている。当審査会事務局職員をして、当該所属組織のホームページを確認させたところ、当該研修日程のうち、午前の研修講師(1名)については、原処分において既に開示された所属組織の名称及び役職名からその氏名が明らかとなることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 文書2の関係資料のうち、平成27年2月5日付け特定地方公共団体特定部署の長の通知文における「問合せ先」に記載された特定地方公共団体特定部署の職員の氏名について

当審査会事務局職員をして、特定地方公共団体における情報公開条例及びその解釈運用基準を確認させたところ、特定地方公共団体における公務員の氏名は原則として公にすることとされており、当該部分は、特定地方公共団体に所属する公務員の氏名であると認められることから、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

エ その余の特定センター職員以外の者の氏名は、法5条ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すべきとする事情も認められない。また、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法6条2項による部分開示

の余地もない。

オ 以上のことから、本件不開示部分のうち、特定センター職員以外の者の氏名については、別紙の2（2）ないし（4）に掲げる部分は、法5条1号に該当せず開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当し不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分は同号に該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

特定センター事務部管理課職員（非常勤職員を除く。）に係る以下の文書

文書1 平成26年及び平成27年の「出勤簿」

文書2 平成26年度分の「出張内申書・出張復命書」,「旅費精算請求書」,
「旅行命令・確認簿」及び関係資料

2 開示すべき部分

- (1) 文書2に記載された特定センターの院長（院長が旅行命令権者である場合を含む。）及び事務部長（事務部長が直接監督者及び職場長である場合を含む。）の印影
- (2) 文書2の関係資料のうち、平成26年9月26日ないし同月28日に開催された研修（基礎課程）及び同月27日ないし同月29日に開催された研修（専門課程）の時間割のページに記載された講師の氏名
- (3) 文書2の関係資料のうち、平成27年2月10日に開催された研修の日程表における午前に行われた研修の講師の氏名
- (4) 文書2の関係資料のうち、平成27年2月5日付け特定地方公共団体特定部署の長の通知文における「問合せ先」に記載された特定地方公共団体特定部署の職員の氏名